

造船関係事業の概略

【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類： **設備資金** 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金
及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）
鉄道・運輸機構との共有船建造資金
運転資金 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金
- 2) 貸付期間：設備資金／15 年以内、運転資金／5 年以内
- 3) 利 率：年 1.7 %以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）
- 4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業(機構共有船建造資金に限る)・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20 億円、運転資金／5 億円（2017 年度は 10 億円）
所要資金額の 80%以内（機構共有船建造の設備資金は所要資金額の 20%以内）

【災害支援資金貸付制度（設備資金のみ）】

- 1) 貸付資金種類： **設備資金** 東日本大震災の被災区域において財団が認定した事業者に対し、造船業の復興を目的とした造船関係事業の用に供する施設等の整備費用
- 2) 貸付期間：設備資金／20 年以内（3 年以上、4 年以内の据置期間あり）
- 3) 利 率：0 %（全期間）
- 4) 利用対象者：東日本大震災の特定被災区域の造船関係事業者
- 5) 貸付金限度額：1 事業者 40 億円

【中小造船業経営革新支援資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類： **設備資金** 経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な設備資金及び土地取得資金
(造船関係事業の用に供しない土地は対象外)
運転資金 経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な運転資金
- 2) 貸付期間：設備資金／15 年以内、運転資金／5 年以内
- 3) 利 率：年 1.4%以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）
- 4) 利用対象者：造船関係事業者で、「中小企業等経営強化法」に基づき承認または認定を受けた者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20 億円、運転資金／5 億円